

兵庫県立錦城高等学校 生徒心得

1. 生徒信条（校訓＝労学一如）

- (1) 「労学一如」とは、汗して働き、意欲をもって学ぶこと、真剣に生きること、精一杯努力することであり、それは、美しく尊い生き方である。
- (2) 自立して未来への道を切り拓くための基盤やよりよい社会づくりに向けて主体的に行動する態度を培うことを通して、豊かな人間性や社会性を身に付け、自らの夢や目標の実現を目指し、将来の地域社会の担い手となることを目指す。
- (3) 「確かな学力の育成」
 - ア 社会生活の基盤となる基礎・基本および知識・技能を身に付ける。
 - イ 課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力等を育む。
 - ウ 一人ひとりの個性や能力を伸長し、確かな学力を身に付ける。
- (4) 「豊かな人間性や社会性の涵養」
 - ア 基本的なルールを遵守し、役割や責任をもって主体的に行動する。
 - イ 自分や他者を尊重し、多様な人々とコミュニケーションをとる。
 - ウ 問題を発見して、創造的に解決できる豊かな人間性を培う。
- (5) 「社会貢献への意欲の醸成」
 - ア よりよい社会をつくる一員としての責任を自覚する。
 - イ 社会的自立を実現するためのキャリア学習に取り組む。
 - ウ 失敗を恐れず、困難や逆境に立ち向かい、共に支え合いながら地域や社会で努力する姿勢を育む。

2. 身だしなみ・服装に関して

- (1) 本校は学校服（制服）を定めていないので、授業・学校行事・式典等にふさわしい服装・頭髪は各自で判断し、身だしなみを整えること。
- (2) 校舎内および体育館等では、次の履物を使用すること。
 - ア 校舎内：本校指定の上履き（スリッパ）
 - イ 体育館、講義棟：本校指定の体育館シューズ
- (3) スリッパや体育館シューズのまま校外へ出ないこと。
- (4) 負傷などで定められた履物が使用できない場合は、事前に担任および学校生活支援部に申し出ること。
- (5) 本校指定物品に関する問い合わせ、注文は、各自で下記に電話すること。

西垣ギャレックス(株) 明石市西明石北町 3-3-5 営業時間 10:00～19:00

TEL: 078-922-6868 FAX: 078-922-6860 定休日: 毎週火曜、第2・4水曜

3. 登下校時刻

- (1) 通常の登校時刻までに登校すること。SHR までに入室しておくこと。
- (2) 登校時刻は 16:30 以降とし、それ以前の場合は担当教員の許可を得ること。
- (3) 0 校時および 5 校時は 3 修制の選択授業である。
- (4) 下校時刻は 22:00 とする。
- (5) 下校時刻とは校門を出る時刻である。
- (6) 部活動は 21:50 までに活動、片付けを終える。
- (7) 登下校時は、錦城高校の生徒昇降口から校舎内に出入りすること。

授業時間割（平常日）	
0 校時	17:00～17:45
S H R	17:50～17:55
1 校時	17:55～18:40
2 校時	18:45～19:30
3 校時	19:35～20:20
4 校時	20:25～21:10
5 校時	21:15～22:00

4. 校内の決まり

- (1) 学校に必要なでないものを校内に持ち込まないこと。
- (2) 登校後、やむを得ない理由がある場合以外は校外に出てはならない。
- (3) 携帯電話は学校生活に支障を及ぼさないように「錦城高校スマホ使用 10 か条」を守って使用すること。

【錦城高校スマホ使用 10 か条】	
第 1 条 授業に関係ないことでは触らない。 友達との連絡は一旦やめる。	第 5 条 学校が特定されそうな写真や情報をあげない。
第 2 条 マナーモードまたは電源 OFF。	第 6 条 時間・場合・場所を考える。
第 3 条 授業中にイヤフォンをしない。	第 7 条 自分や他人の個人情報を漏えいしない。
第 4 条 学校での配信禁止。	第 8 条 悪口・誹謗中傷を載せない・送らない。
	第 9 条 相手の気持ちを考える。
	第 10 条 モラルやマナーを守って使用する。

- (4) 学校生活においては法律に反したり、他に迷惑を及ぼしたり、不快感を与える行動をしないように注意する。
 - ア 20 歳以上の者も含め、登下校中を含む学校生活においては飲酒（ノンアルコール飲料を含む）や喫煙（非燃焼・加熱式タバコや電子タバコを含む）、その他非社会的行為をしないこと。
 - イ 薬物等の乱用、万引き・窃盗、その他反社会的行為をしないこと。
 - ウ 暴力・暴言、いじめ（SNS 等を利用したインターネット上への書き込みや写真・動画等の投稿などを含む）をしないこと。
 - エ 授業妨害（授業中の私語、立ち歩き、写真・動画撮影、SNS 等への投稿など）や指導無視をしないこと。
- (5) 校内の指定された区域（共用教室）以外には立ち入らないこと。
- (6) 校内のコンセンートを許可なく使用しないこと。

5. 就労について

就労している場合（正社員、パートタイム、アルバイト等）は、各学期の「就労調査」にて申告すること。

6. 諸届・許可

- (1) 欠席・遅刻は、事前に保護者または本人より学校に連絡すること。
- (2) 通学経路における公共交通機関で遅延が発生した場合は、遅延届を提出すること。
- (3) 登校後、病気などで早退しようとする時、やむを得ず外出しなくてはならない時は職員室にて早退届を記入して教員に提出し、帰宅後、学校に連絡を入れること。
- (4) 「学割」がいる場合は「学割発行願」を担任に提出すること。
- (5) 校内でポスター掲示・ビラ配布・刊行物を配布する場合は担任・顧問・責任教師の承認と、学校生活支援部の許可を必要とする。
- (6) 校内で学校が規定する以外の集会・募金活動などをする場合は、担任・顧問・責任教師の承認と、学校生活支援部の許可を必要とする。
- (7) クラス・部などが校内で行事を行う場合は、担任・顧問の承認と付添を必要とする。
- (8) 教室・体育館・運動場・その他、校内施設と諸器具を使用するときは、担任・顧問・管理責任者などに相談の上使用すること。
- (9) 校舎・施設・器具などを破損した場合は必ず担任・顧問・管理責任者・学校生活支援部に申し出ること。なお、状況により修理費用は自己負担となる場合があります。
- (10) 校内での盗難被害・遺失物・拾得物は担任・顧問または学校生活支援部に必ず届け出ること。

7. 忌引き・出席停止・公認欠席の取り扱い

- (1) 生徒が親族の喪にあった場合は、次の期間を忌引きとし、その日数を出席すべき日数から差し引く。

ア	配偶者、父、母、子	7日
イ	祖父母、兄弟姉妹	3日
ウ	3親等の親族、同居の親族	1日

エ 遠隔地のため旅行日が必要な場合は、キャリア教育部で協議のうえ決定する。
- (2) 感染症による出席停止の場合は、その日数を出席すべき日数から差し引く。

ア	学校保健安全法では、感染症予防のため、出席停止等の措置を講じることとされており、出席停止の期間は省令で定める基準によること等が規定されている。
イ	インフルエンザの出席停止期間は「発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで」とする。
ウ	診察を受けた場合、電話等で連絡し、出席停止届を記入し、担任に届け出ること。

(3) 次の場合を公認欠席とし、出席したものとして扱う。

ア 公式試合の選手・公式発表会の代表として、授業を受けられない場合。

イ 進学・就職試験などのために学校長が許可した場合。

ウ その他、特別な事情により学校長が許可した場合。

8. 登下校・交通ルールに関して

(1) 通学方法は電車、バス、自転車、徒歩とし、自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボード等の使用は禁止する。

(2) 自転車通学者は道路交通法を遵守し、以下の項目を守ること。

ア 自転車の利用は「自転車通学許可願」を担任に提出し、申請により許可する。

イ 自転車は校内の指定された場所（駐輪場）に施錠して駐輪する。

ウ 普段から点検・補修を行い、整備不良が発生した場合は速やかに修理する。

エ 安全上問題となる改造をしない。

オ 「自転車安全利用五則」を理解し、ヘルメットの着用を心掛けること。

カ 学校（育友会）として「全国高Ｐ連賠償責任補償制度」へ加入することによって、自転車の損害賠償責任保険への加入とする。

(3) 登下校時、道路交通法・マナーを守ること。

(4) 傷病などにより乗用車等による送迎が必要な場合は、事前に担任に申し出ること。
その際の乗降は、講義棟横の駐車場を利用すること。

(5) 運転免許の取得および運転は、以下の項目を守ること。

ア 運転免許の取得は道路交通法に則り、決められた年齢になってから保護者と相談のうえ行うこと。

イ 自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボード等を取得した場合は、適切な保管場所で管理すること。

ウ 自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボード等を運転する場合は、運転免許証を携帯し、道路交通法を遵守して安全運転を心がけること。

エ 万が一に備え、「自動車損害賠償責任保険」および任意の自動車保険に加入すること。

オ 登下校時、自動車、単車（原動機付自転車を含む）、電動キックボード等の利用は禁止であり、学校近隣への無断駐車・無断駐輪は厳禁とする。

9. 学校の電話対応時間について

(1) 平常授業日 13:30～22:00

(2) 長期休業中 12:00～20:30

(3) その他、学校閉庁日や学力検査など事情により変更となる場合がある。

【連絡先】兵庫県立錦城高等学校

〒673-0001 明石市明南町3丁目2番1号

TEL(078)928-3749 FAX(078)928-3755